

2 令和５年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要（抜粋）

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１６条第１項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

（１） 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の３種類とし、内訳は別表１のとおりです。

なお、３種類の調査は、水質調査方法（昭和４６年９月３０日環水管第３０号環境庁水質保全局長通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の３種類とし、内訳は別表２のとおりです。

（ア） 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年９月１４日環水管第１８９号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

（イ） 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、概況調査等において環境基準値を超過等した場合及び継続監視調査において環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

（ロ） 継続監視調査の方法

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

（２） 測定地点

ア 公共用水域

府内６１河川１０６地点、６海域１９地点の合計１２５地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表１のとおりであり、地点の位置は別図１に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査２７地点、継続監視調査５５地点、継続監視調査において２年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に実施する汚染井戸周辺地区調査３地点の合計８５地点において実施します。

これらの地点は別表２のとおりであり、地点の位置は別図２に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過

等した場合に実施するもの)については、原則として、概況調査等により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

令和5年4月から翌年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(7) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ロ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1~2m上部）、底層（可能な限り海底で測定することが望ましいが、底泥の巻き上げや地形の影響等のため、これにより難しい場合には、海底から1m以内）を加えた4層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査（概況調査等において環境基準値を超過等した場合に実施するもの）については、概況調査等により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とします。

なお、アルキル水銀の測定は、総水銀が検出された場合に測定することとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、原則として「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理水環境部長通知）、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準

等の施行等について」（平成１６年３月３１日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知）、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成２５年３月２７日環水大発第1303272号環境省水・大気環境局長通知）又は「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和２年５月２８日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知）に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和４９年９月３０日環境庁告示第６４号）に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成７年６月１６日環境庁告示第３０号）に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表３によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年３月１３日環境庁告示第１０号）に基づく方法とし、その他の項目においては、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表３によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表１及び別表２のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(１) 公共用水域

平成５年３月２９日付け環水規第５１号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表４によることとします。

(２) 地下水

平成１３年５月３１日付け環水企第９２号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表４によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元（井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高）についても、可能な限り調査するものとします。